

知ろう使おう労働法

— 団結こそ権利実現のカギ

小川英郎 / 弁護士(ウエル法律事務所)

労働法の使い方

これまで17回にわたって、身近な労働法を紹介してきました。今回はまとめとして、労働法をどのように活用していくべきなのか、一緒に考えてみたいと思います。

①労働法を知る

まず、労働法を知ることが第一歩であることは言うまでもありません。しかし、実際には労働法の知識を身に着け

る機会は、非常に乏しいと言わざるをえません。学校教育課程においてきちんとしたカリキュラムを組み、この講座で紹介した程度の法律を教えるだけでも、職場で起きる問題への対応能力は格段に違ってくるはずです。

このような問題意識から、法律家団体や労働組合を中心に、労働法の「法教育」を普及させるための取り組みが活発になっていきます。例えば筆

者の所属する労働弁護士団は法教育プロジェクトを立ち上げて、若者を対象とした出前講座などを始めています。

労働組合は、労働者教育を実践するのに最も適した組織・団体です。ぜひ日常的な学習活動を続けてください。

②労働法を使う

法律は、使って初めて意味があります。裁判などの法的な手続きは究極手段ですが、日常的に「労働法」を使うことは誰にでもできます。法律の知識に基づき、職場で声を上げること自体が「労働法」を使うことにほかなりません。

また、いざというときに、どこに相談すればいいのかを知っておくこと、実際に相談することも「労働法」の実践です。労働組合、法律家団体

のホットライン、労働基準監督署、労働局など多様な相談窓口が使えるようにしておきましょう(お勧めは労働弁護団のホットラインです。女性専用ホットラインもあります。<http://round-bengodan.org/>)。

さらに、解雇や過労死など深刻なケースの場合は、裁判所において「労働法」を武器に権利の実現をめざすことになりません。専門家の助力が欠かせませんが、専門家と当事者はパートナーとして共同作業を行う関係となります。信頼できる、気の合う専門家をじっくりと探すことも労働法を「使う」重要な要素です。

日本は労働問題がきちんと労働法によって解決される件数が先進諸国の中でも低く、まだまだ法の支配が行きわた

っていないのが実状です。ぜひ労働法をどんどん使いこなしていただく下さい。

③労働法を守る

労働法は、労働者を守るようにする法律である一方、使用者が労働力を自由に処分できる範囲を決めるものでもあります。黙っていると、資本の論理が政治を通じて浸透してきます。このため、労働法が壊されないようにする闘いが重要となります。

安倍政権が打ち出す派遣法改正、労働時間規制の緩和、「正社員改革」といった一連の政策は、労働法の壁を壊して、資本の自由を拡大する危険性を持っています。

資本側からみて「岩盤」といわれる労働規制ですが、これは褒め言葉です。「岩盤」

に鍛え上げるまでには、先人の血のじむような努力の積み重ねがあったことを忘れないようにし、岩盤をもつとものと分厚くしていくことが、私たちの役割です。岩盤を「壁」にまで発展させましょう。

団結で強くなる①

④労働法で団結して闘う

労働法を一人ひとりの各労働者がよく学び、実践していくことは重要です。しかし一方で、力関係が異なる使用者に対して個々の労働者が労働法を武器に闘うことは、精神面・経済面で大変です。

個々の労働関係法規を使用者に守らせ、労働者の権利を実現していく王道は、何となくとも労働者が団結することにあります。憲法が保障して

いる労働三権の実践が弱体化したままで、個別の労働紛争をいくら解決しても、根本的な解決には結び付きません。個別紛争を通じて団結を強め、団結を強めることで個別紛争の予防と解決力を高めるという総合的かつ有機的な取り組みが求められています。労働法を本場に「使う」ということは、労働者が自らの権利を団結して実現することの中のみあるといえます。

また、ストライキをはじめ、獲得した合法的な実力は躊躇なく使いたいのものです。諸外国では争議行為を通じて労働条件を獲得することはいわば常識です。日本は残念ながらラストが極端に少なく、十分な緊張関係が生まれていません。抜かない「伝家の宝刀」

では、労働三権が泣きます。

⑤労働法を創る

さらに、法改悪反対にとどまらず、本場に必要ない法律を創っていくための取り組みが今日ではさらに重要性を増しています。「派遣法抜本改正」や「過労死防止基本法制定」の取り組みは、大きな広がりを見せています。

本来、労働法は最も身近で使いやすい、頼りになる法律であるはずですが、時代に合わせ変化せざるを得ない部分もある一方で、決して変えてはならないコアな部分もあります。労働時間規制をはじめ大原則に対する根本的な変換を許さず、より人間らしく働けるような法律を創っていくことが、「労働法」をわがものにするという営為なのです。